

平和と民主主義をともにつくる会・大阪との協議等議事録（要旨）

デジタル統括室DX推進担当

- 1 日 時 令和5年11月30日（木） 10時00分～ 12時00分
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 平和と民主主義をともにつくる会・大阪
- 4 協議等の趣旨 「マイナンバーカード発行などマイナンバー事務に関する要請書」についての協議
- 5 出 席 者
（団体側） 8名
（本 市） 4名
デジタル統括室 2名 / 福祉局 2名

6 議 事

（1）マイナンバーカードと各情報の紐づけについて（項目3）

団体要望概要

- ・マイナンバーと各情報の連携、マイナンバーカード等の関係について説明してほしい。
- ・マイナンバーカードの保険証利用申込みを一度行うと解除はできないと聞いたが正しいか。
- ・マイナンバーカードの有効性、利便性、必要性が市民へ十分に認知されていない現状があるにもかかわらず、健康保険証の廃止やマイナンバーカードと運転免許証の一体化などを推し進めることは、マイナンバーカード取得の義務化につながる流れを作り出そうとしていると感じている。これについて大阪市としてどのように考えているのか。
- ・マイナンバーカードの出張受付所や区役所等のマイナポイント特設ブースが設置されていたが、市の税金や職員を使ったのか。

本市説明概要

- ・マイナンバーは住民登録された際に作成されるものであり、マイナンバーカードを取得しているかどうかにかかわらず、個人に付番されている。カードを返納してもこの付番がなくなることはない。また、マイナンバーカードの健康保険証利用申込は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みであり、この申込みの有無にかかわらず、マイナンバーと個人の健康保険証情報自体は紐づけられている。

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用申込についてはマイナンバーカード取得と同様、あくまで任意のものであるが、申込みを一度行うと、基本的には解除ができない仕組みであると国から説明を受けている。なお、公金受取口座は登録解除が可能である。
- ・デジタル統括室ではマイナンバーカードの普及促進等についての業務をおこなっているが、マイナンバーカードの取得や保険証利用の申込み等は任意であり、本市がそれらを強制しているわけではなく、本市は国が進めている事業を粛々と実施しているという立場である。
- ・マイナンバーカードの出張申請受付や区役所等のマイナポイント特設ブースは国からの補助金を活用し民間委託している。出張申請における本人確認については職員が従事している。

(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について（項目5）

団体要望概要

- ・マイナンバーカードと健康保険証を一体化すること（マイナ保険証）の利点、メリットについて教えてほしい。
- ・マイナ保険証の導入に反対する市民の声について、大阪市としてどのように考えているのか。
- ・マイナ保険証の大阪市民の利用申込みはどれくらいあるのか。
- ・大阪市ではマイナンバーと保険証の紐づけの際に、報道されているようなミスは起きないのか。
- ・資格確認書の形状や形式はどのようなものなのか。どういう人を対象に発行するのか。また、自動的に各保険に登録した住所に届くとのことだが、住所が変わっていたら届かないのか。

本市説明概要

- ・本市はマイナ保険証の設計や推奨をしているわけではなく、あくまでも保険者のうちのひとつとして、法令に基づいて国民健康保険を運営する実施機関であるので、その立場からのお答えとなるが、国が周知している内容によると、例えば医療機関での受診歴、薬の処方、特定健診の受診記録といった医療に関する情報が、本人の同意が前提ではあるが、医療機関に連携される。これにより、複数の医療機関で同じ薬が出されるといった問題は解消されることや、個人の健康管理が容易になるといったことがメリットとして挙げられている。
- ・本市としては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の際に誤った情報が表示される不具合を解消する等、市民の不安を払拭するように、国が責任を持って対応するように要望している。また、従来の紙の保険証の廃止に関しては法令で「1年6月以内の政令で定める日」とされているが、肝心の政令が定められていないので、国から事務の詳細が示されていない。そのため、市町村が事務を実施するにあたって必要なことは、国の方できっちり制度設計して示してほしいと考えている。なお、従来の紙の保険証が廃止された後も、資格確認書が無償で交付することになっており、マ

イナ保険証がないから医療を受けられないということはないという点をご理解いただきたい。

- 大阪市民全体での数字ではないが、国民健康保険の加入者に関しては、今年9月末時点で被保険者数が約563,000人おられるうち、マイナ保険証の利用申し込みをされている方が約275,000人なので、率でいうとおよそ48%から49%になる。
- 本市の国民健康保険においては、マイナンバーを管理している住民基本台帳の情報に保険証の資格を紐付けているので、他の被用者保険等で報じられているような紐付け誤りが発生しにくい仕組みになっている。保険証の資格が住民基本台帳と直接紐づいてない、住登外の被保険者に関しても、国民健康保険に加入される際にマイナンバーカードで番号を確認しており、現時点で保険者のミスによる紐づけ誤りが判明して国へ報告した事案はない。
- 資格確認書の様式等はまだ国から示されていないが、マイナ保険証の利用登録をしていない方が交付の対象になる。職権で自動的に交付するかどうかという点は国で検討されているところであるが、仮に職権で交付するということになれば、これまでの国民健康保険の保険証更新と同じような流れで、被保険者の住所地に送付することになるが、一般的に住所を変更されたら転居届を出されるはずなので、転居の届出を怠っておられない限りは全ての人に届くと考えている。